

## 監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年4月4日

印西市監査委員 小野寺 浩 一

印西市監査委員 中 澤 俊 介

令和5年度第3回定期監査

【監査結果】

指導事項3件

課等名	指導事項	措置事項
社会福祉課	社会福祉施設消防用設備等点検業務委託において、支出負担行為の起票漏れがあったことから、今後は複数チェック等の事務処理体制を構築し、再発防止に努めていただきたい。	指導内容を課内全体で共有し、契約締結後速やかに支出負担行為を起票する事務処理手順について、再確認した。今後は、係内において各自担当業務の進行状況の情報共有を図り、複数名による業務進行管理体制を構築するとともに、歳出予算執行状況を定期的に確認することで再発防止に努める。
土木管理課	道路照明設置設計業務委託において、支出負担行為の起票漏れ及び支出の遅延があったことから、今後は同様の事態を招くことのないよう請求書等の受領に際し適宜把握し、業務完了後は速やかに支払いの手続きを行えるよう課内でチェック等の事務処理体制を構築していただきたい。	指導内容を課内全体で共有し、契約締結後支出負担行為伝票を起票すること、完成検査後速やかに請求書の提出を求め再確認した。また、複数名による業務進行管理について、財務会計システム等によるチェック体制を構築することで再発防止に努める。
指導課	バス貸切輸送業務委託において、支出負担行為の起票漏れがあったことから、今後は複数チェック等の事務処理体制を構築し、再発防止に努めていただきたい。	指導内容を課内全体で共有し、契約締結後速やかに支出負担行為伝票を起票する等、事務処理について再確認した。また、複数名による業務進行管理のチェック体制を構築することで再発防止に努める。

措置結果通知日 令和6年3月29日